

隣保館だより

第386号

2018年 8月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



第4回九重町隣保館子どもふれ愛ひろば

しあわ

幸せになろう

しあわ

幸せになろう

みんな一緒に

心を寄せ合い

みんな一緒に

笑顔 いっぱい

しあわ

幸せになろう

幸せになろう

心を寄せ合い

幸せになろう

さあ進もう

〈人権を考える講演の夕べを開催しました〉

7月20日（金）に九重文化センターにて「第43回人権を考える講演の夕べ」を開催しました。山口県人権啓発センター事務局長 川口泰司（かわぐち やすし）さんを招いて『「寝た子」はネットで起こされる！？～部落差別は、いま～』と題して、講演して頂きました。

2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。

法成立の背景として、同和対策事業特別措置法（1969年～2002年）失効後「部落差別はない、昔の話」「そっとしておけば、自然になくなる（寝た子を起こすな論）」「自分は差別をしないから、関係ない、学ぶ必要はない（無知・無理解・無関心）」といった住民感覚が広まっていき、15年間で部落差別は攻撃的・扇動化・悪質化して来たこと、「被差別部落の所在地」「結婚（交際）相手の身元調査」などの被差別部落に関する問い合わせが増加したこと、探偵と行政書士等の戸籍・住民票の不正取得事件（不正に取得された戸籍や住民票は、結婚や採用調査に利用）や、インターネット上の部落差別の実例をあげながら話して頂きました。

また、最近過激化してきたヘイトスピーチについても動画を交えて話して頂きました。動画には、在日外国人にヘイトスピーチをする日本人が写っていました。その中で一人の少女が大きな声でヘイトスピーチする姿を見た時、大きな衝撃を受けました。何がその少女をそこまで駆り立てたのでしょうか。川口さんは、力強く語りました。「デマと知るまでは真実」。正しい知識がない人が、インターネットや周りから嘘の情報を教えられ、真実だと信じ込んでしまった結果です。正しい知識がないままにインターネットなどから得た嘘の情報を信じてしまうことは本当に怖いことです。

差別をなくそうと活動をすればするほど、差別の標的になってしまう現状があります。実際に、川口さんにも差別葉書が送られてきたそうです。さらには、「川口氏の自作自演ではないか」と言われる2次被害まで起きました。インターネットで個人情報がさらされ、川口さんは攻撃の対象になりました。インターネット上だけでなく実際に攻撃される可能性もあり、差別と闘うことは命がけでした。名前も顔も知らない人からの攻撃は大変な恐怖で、大切な家族もその標的になってしまいます。それでも活動を続ける川口さんの熱意に胸を打たれました。

今回の講演で「ノーアクションだから差別が止まらない。できることをしていこう。」という

ことを教えてもらいました。また、講演の最後には、悪質な差別に対する「差別禁止法」や「規制条約」が、被害者の救済措置として「人権侵害救済法」などの法整備が必要と訴えていました。

ヘイトスピーチデモに並行して「ヘイトはやめろ」「ヘイトスピーチは人権侵害」と訴える反ヘイトデモを行うなど、反差別の立場で行動している人々も増えてきました。ネット企業も差別サイトからの広告撤退やモニタリングによる



会場の様子

差別投稿の削除・勧告・利用停止等の措置に努める等、差別問題にきちんと向き合っています。

私たちも出来ることから一つずつ取り組んでいきましょう。



講師 川口 泰司（かわぐち やすし）さん

人権パネル展の開催 8月は、大分県「差別をなくす運動月間」です。

九重町では、8月1日(水)から31日(金)まで役場ロビーにて「部落差別解消推進法」・「世界人権宣言」の人権パネル展を開催しています。

・部落差別解消推進法

この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と示すとともに、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めています。

・世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられています。

2018年12月10日、世界人権宣言は採択されて70周年を迎えます。

第4回 九重町隣保館子どもふれ愛ひろばを開催しました

7月30日(月)、8月1日(水)に九重町隣保館において「第4回九重町隣保館子どもふれ愛ひろば」を開催しました。

子どもたちに隣保館を知ってもらい、人と人との出会いや人権との出会いを大切にしてほしいとの思いから、毎年夏休みを利用して開催しています。本年度は、全地区からたくさんのお子さんの参加があり、2回実施しました。



レクリエーション

人権擁護委員の方々による絵

本の読み聞かせや紙芝居では、相手の気持ちを思いやることの大切さや友達を大切にするお話があり、みんなしんけんに聞いていました。

その他、レクリエーションでは、いろんな地域のお子さんが交流しました。最後に、手話で人権を伝える歌を歌って楽しい時間を過ごしました。



紙芝居

お 知 ら せ

・九重町隣保館人権学習会の開催（部落差別問題）

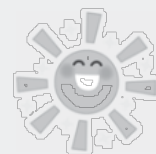
- 日 時：9月19日(水)19:00～
- 場 所：九重町隣保館 2階会議室
- 講 師：豊後大野市隣保館指導員 石川 英雄(いしかわ ひでお)さん
- 演 題：部落差別とわたし



・第15回隣保館ふれ愛ひろば参加者募集

10月13日(土)に開催される「第15回隣保館ふれ愛ひろば」のステージの出演者を募集します。

- 募集対象：個人または団体
- 募集期間：8月28日(火)まで
- 問合せ先：九重町隣保館 TEL.76-2468



・第19回「いのち・愛・人権フェスティバル」出演者募集

12月7日(金)に開催される「第19回いのち・愛・人権フェスティバル」のステージの出演者を募集します。

すべての人の人権が尊重される社会が実現できるよう取り組んでみませんか。

- 募集対象：個人または団体
- 募集期間：9月28日(金)まで
- 問合せ先：九重町隣保館 TEL.76-2468



・第21回東飯田地区人権学習講演会を開催します。

- 日 時：8月24日(金) 19:00～
- 場 所：東飯田小学校体育館
- 講 師：大分県人権・同和問題啓発講師団 池部 小枝子(いけべ さえこ)さん
- 演 題：今も残る部落問題から考える



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
8月20日(月)	編み物教室
8月21日(火)	パソコン教室入門編開級式①
8月22日(水)	ストレッチ体操教室
8月23日(木)	デイサービス事業(ひまわり会)
8月27日(月)	歌声サロン
8月28日(火)	パソコン教室入門編②



月 日	行 事 名
9月 3日(月)	編み物教室
9月 4日(火)	パソコン教室入門編③
9月 7日(金)	生け花教室
9月11日(火)	パワーアップ教室 パソコン教室入門編④
9月13日(木)	デイサービス事業(合同敬老会)
9月18日(火)	パソコン教室入門編⑤
9月19日(水)	ストレッチ体操教室 九重町隣保館人権学習会(部落差別問題)